

神勞発基0406第1号
平成28年4月6日

関係団体の長 殿

神奈川労働局長
(公印省略)

労働安全衛生法施行令の一部を改正する政令及び労働安全衛生規則
の一部を改正する省令の施行について

労働基準行政の運営につきましては、日頃から格別の御協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、平成28年2月24日に公布されました労働安全衛生法施行令の一部を改正する政令（平成28年政令第50号）及び労働安全衛生規則の一部を改正する省令（平成28年厚生労働省令第24号）により、亜硝酸イソブチルなど27物質とそれらを含有する製剤その他の物について、譲渡提供する場合のラベル表示、SDSの交付等を義務付けるとともに、製造・取扱いの際のリスクアセスメントの実施を義務付ける改正を行い、平成29年3月1日より施行することとしております。

つきましては、貴団体におかれましても、化学物質等の適切な管理に関する制度改正の趣旨を御理解いただき、会員に対する周知を図るとともに、化学物質等の適切な管理が行われるよう、特段の御配慮を賜りますようお願い申し上げます。